

(別紙)

令和7年度文化情報紙「すずかけ」編集・印刷業務仕様書

1 業務の目的

公益財団法人兵庫県芸術文化協会（以下「協会」という。）が実施する事業の紹介をはじめ、兵庫県内の文化情報を、分かりやすく効果的に発信する文化情報紙「すずかけ」を編集・印刷することを目的とする。

2 業務の内容

- (1) 取材 取材記事1本（県内各地域の文化資源等を取材）
- (2) 記事作成 全ページの記事原稿作成。記事原稿の資料は協会が受託者に提供する。
- (3) 編集等 全ページのレイアウト、デザイン、レタリング及びカラーカンパ作成、広告及びタイトルロゴ等の原稿作成
- (4) 印刷製本 下記4に基づき印刷製本する。
- (5) 納入期限 校了後4営業日以内
- (6) 納入場所 協会事務所
- (7) 成果物 印刷物及びホームページ掲載用の全ページのPDFデータ、テキストデータ
- (8) 納品方法 下記4に規定する印刷物を400部ずつ梱包して納品すること。PDFデータは電子メールにより納品すること。

3 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

4 紙面の規格及び仕様

- (1) 印刷部数 5,000部／1回
- (2) 発行回数 毎月1回（令和7年5月号～令和8年4月号が対象）、年間計12回の発行とする。
- (3) 発行日 毎月1日を原則とする。
- (4) 紙面仕様 タブロイド判（2つ折り仕上げ）
- (5) 使用用紙 裏写り等の支障がないもので、上質紙55kg
- (6) ページ数 4ページ
- (7) 刷色 1ページ及び4ページは4色カラー刷とし、2ページ及び3ページは単色刷とする。
- (8) 編集区分 上記2（1）以外は、協会から原稿を提供する。
- (9) 取材 取材に関しては記事原稿作成までを一連の工程とし、各号の納入検査合格後に完了とする。なお、取材にかかる経費は契約金額に含む。
- (10) 原稿受渡し 原稿はワード、JPGデータ等の電子データを電子メール等により受け渡す。
- (11) 校正・確認 文字校正は原則3回行うこととし、突発的な事由等により記事（写真を含む）の修正や差し替えを行う場合においても、連絡を受けた後、30分以内に迅速に対応すること。校正作業は、必要な場合は協会が校了と判断するまで行うものとする。

5 その他

- (1) 協会の都合により印刷部数、発行回数及びページ数を増減することができる。この場合における契約金額は、協会と受託者が協議して定めるものとする。
- (2) 上記4 (11) に関して経費の追加請求はないものとする。
- (3) 支払いについては、各号の納入検査合格後の請求書による支払いとする。
- (4) 本業務に係る全ての成果物の著作権（著作権法第27条・第28条に規定する権利を含む）は協会に帰属する。また、成果物は、協会が作成するホームページや印刷物等に自由に使用できるものとする。
- (5) 契約更改における業務の引継ぎが発生した場合、受託者は次期受託者に対し協力し、誠実に業務引継ぎを行うこと。
- (6) 本仕様書に定めのない事項又は本仕様書について疑義の生じた事項については、協会と受託者とが協議して定めるものとする。
- (7) 本仕様書については、必要に応じて内容の一部を変更する場合がある。